

●磐井の乱を考える

川瀬健一

磐井の乱について古田さんは、最初は正しくは継体の反乱だとして、近畿天皇家が九州王朝に攻め込んで、その天皇と皇太子を殺した事件だとした(『失われた九州王朝』1973年朝日新聞社)。しかし、九州にそうした他王朝による征服と見られる痕跡が考古学的にもみられないことや、九州年号研究が進展した結果磐井の死のところで年号は断絶していないこと、さらに「筑後風土記」の記事は「今、八女地方には手足が欠けるなどの障害を負った人が多い」との証言があることから、磐井の墓の石人らを破壊したのは、7世紀末から8世紀と見られること。これらの証拠に基づいて、この事件はそもそもなかった、書紀編者の造作だとその見解を変えた(『古代に真実を求めて』第8集。2006年。明石書店の講演記録「磐井の乱はなかった」)。

またその後古田史学の会の正木さんは、この事件を、本来は九州王朝内における近江毛野臣の悪行に対する討滅事件記事を、年次も人も書き換えて書紀編者が盗用したものと断定した(「磐井の冤罪」I～IV。「古田史学会報」106～110。2011年～2012年)。

これらの論考を読んでみると、そもそも『日本書紀』をいかに解読するかの方法論が確立されていなかったのではないかと思われ、古田さんも正木さんもどちらも、結論は異なっている、書紀記事の恣意的解釈に陥っていたと思われる。

ここではそうした先行研究の結論にはとらわれず、それらとは別に、筆者自身がみつけた解読法にそって、なるべく書紀の記述を改変しない形で読み解いてみた成果を公開する。

1) 『日本書紀』の解読方法

書紀は盗用と偽造の書である。

九州王朝の史書から多くの事績を近畿天皇家の王の事績であるかのように見せかけるために盗用し、近畿天皇家が悠久の昔から列島の統一王権であったかのように歴史を偽造した書物である。

しかし書紀もきちんとした知識と技術をもった史官によって編纂された書物であり、これは中国の歴代王朝が編纂してきた史書の記述法を踏襲したものでもある。

中国の各王朝の史書は、「本紀」と呼ばれる皇帝の事績を年代記として記したものを中心として、これに「列伝」と呼ばれる、皇帝以外の重要な臣下や著名な人物、そしてこの時期に朝貢してきていた諸外国の歴史を年代記的に記したもの、さらに「誌」と呼ばれ、その王朝の時代の貨幣制度やその他の諸制度について詳しく考察したものの総体としてなりたっている。

日本の王朝の歴史を記述した史書はすべて、中国王朝の史書でいえば「本紀」と呼ばれ

る王の事績を年代記として記述したものだけである。だから、九州王朝なら「日本紀」、近畿天皇家なら「日本書紀」「続日本紀」と呼ばれるわけである。

ということは、「日本書紀」も「続日本紀」もまた、中国王朝の史書の「本紀」と同じ文体で記されているということである。

「本紀」で皇帝の事績を記す場合、皇帝の名は記されず省略されて記述するのが通例である。そして王朝交代によって、臣下であったものが天子になった場合には、臣下であった時代の彼の言動を記すときには、主語を明記して記し、天子になって以後は、主語を省略して記するのが通例である。

書紀の記述もこの中国史書の「本紀」の記述方法に依っているものと思われる。

先に書紀孝徳紀の宮関係記事を精査した時に、孝徳紀の中で、天皇の言動を示すと思われる記事に二種類の記述法があることを述べた。

すなわち、一つは主語を省略したもの。例えば「詔して曰く・・・」と。そしてもう一つは「○○天皇は詔して曰く・・・」というように主語を明記して記したもの。

この主語を省略している文は、九州王朝の天子の言動であり九州王朝の史書からの盗用。そして主語を明記してある文は、近畿天皇家の王の言動を示すもの。こう判断すると、書紀の記述を、王の言動だけに限ったものだが、九州王朝の史書からの盗用と、近畿天皇家の史書からの転用とに区別することができると思われる。

そして対外関係記事であるが、これは 8 世紀になるまでは九州王朝が列島支配権を持っていたと考えれば、これ以前は九州王朝の史書からの盗用と考えて大方は間違いない。だが例外があると思われる。それは近畿天皇家の推古期において近畿天皇家が独自外交を始め、中国唐王朝と直接国交を結ぼうとした例が明らかになっているが、このような、九州王朝から自立した動きを近畿天皇家が起こした場合には、対外関係記事の中に、こうした独自行動が含まれている場合があるであろう。

これは個々の記事に即して判断するしかない。

また登場人物も、九州王朝の家臣でその史書から盗用されたものと、近畿天皇家の家臣である場合とが混在しているはずである。

前者は、対外記事に出てくる日本の人物はすべて九州王朝の者と判断し、九州王朝の天子の詔勅に出てくる人物やこの詔勅を受けた人物は九州王朝の者と判断するしかないだろう。そしてこれ以外の人物が（外国の使臣を除いて）近畿天皇家に関係する人物である。

そして近畿天皇家は九州王朝の分王朝なのであるから、その家臣もまた九州王朝の臣下に同名のものを持っている可能性が高いのだ。たとえば近畿の物部氏と九州の物部氏が一緒に一つの出来事に登場する場合は、それが近畿天皇家の史書の転用なら、九州の物部に「筑紫の物部○○」と記述するはずである。そうした例が書紀の雄略紀の伊勢の朝日郎討伐記事に見られる。近畿の王雄略が遣わした将軍は、物部菟代連と物部目連であるが、目連の配下に「筑紫の企救の物部大斧手」なる人物が見られる。

近畿天皇家の配下として著名な氏の人物でも、同名のものが九州にいる可能性は高い。

そして九州王朝の史書からの盗用の箇所ならば、「筑紫の」という注記はないから、ますます要注意である。

さらに地名も要注意である。

一つは「難波」。これについてはすでに一つの仮説を提起して置いた。

それは、近畿天皇家の版図である大阪湾の入り口にあった「浪速」を書紀では（もしかしたら古事記も）「難波」と記述している可能性があり、「難波」地名は、文脈から、近畿の「浪速」なのか、九州の「難波」なのかを判断しなければならない。

他の地名も要注意である。

河内という地名がある。実際にこの地名が全国各地にあることは知られている。いくつかの河川が集まる河口部につけられた地名である。また、近江という地名。現在では滋賀県を指す地名として知られており、近畿天皇家の拠点の大和国から見て近くにある海のような大きな湖（琵琶湖）を近江と呼び、ずっと遠くにある海のような大きな湖（浜名湖）を遠江と呼んでいる。

おなじような地名の付け方は九州王朝の時代にもあったと思われる。したがって九州王朝の史書から盗用したと思われる箇所の河内や近江は、現在の近畿地方のそれではなく、九州王朝の版図の中での河内や近江と考える以外にないのである。

問題は九州王朝の版図である。

列島王者としてはおそらく近畿もその東の東国も、そして蝦夷の地も九州王朝の傘下と考えられていたであろうが、王朝の直轄地はもっと狭いものと思われる。

私は書紀孝徳紀の大化二年正月の改革の詔に、「畿内に国司・・・を置く」と記され、そのあとの詔に派遣した国司の数が8人と記されていることから、九州王朝の直轄地＝畿内は8か国であったと考える。それはまず九州島の4か国。筑紫・豊・火・日向。そして長門以東の瀬戸内地方の4か国。まだ確定はできないが、書紀に播磨国司という言葉が出てくるので、一番東側は播磨ではないか。とすればその西にある、吉備・安芸・長門の3か国で都合4か国だ。

この8か国が九州王朝の版図と考えたい。

ただしこの8か国すべてが九州王朝の天子の直轄地ではない。すくなくとも大化二年の詔（実際に出されたのは常色三年と考えている）以前は、天子（もしくは天皇）の直轄地は諸豪族の直轄領内におかれた屯倉と、天子（もしくは天皇）が祖先から受け継いだ直轄領（おそらく「君」として君臨した後で言えば「郡」単位の領土）が天子（もしくは天皇）のものであったであろう。大化二年の詔は、畿内8か国内にあった諸豪族の直轄領を廃止し、すべてを天子の直轄領として、そこに郡（おそらく評）・里毎に管轄する役人を置き、それぞれの管轄する地の行政権・軍事裁判権を持たせて統治させ、これらの郡（評）里を監督する国単位に、郡や里の役人を統括する官吏としての国司を置いたものと思われる。ただしこの国司は後の奈良時代の国司とは異なり、国内の行政・軍事裁判権はもたず、単に国内の官吏の監督権しかなかったようであるが。

こうしたことに注意して書紀は読む必要がある。

2) 書紀継体紀の磐井の乱関係記事の精査

まず書紀継体紀の当該の記述全文を見ておこう。

1：廿一年夏六月壬辰朔甲午、近江毛野臣率衆六萬、欲往任那爲復興建新羅所破南加羅・喙己吞而合任那。於是、筑紫國造磐井、陰謀叛逆、猶預經年、恐事難成、恆伺間隙。新羅知是、密行貨賂于磐井所而勸防遏毛野臣軍。

これが磐井の乱の発端である。近江毛野臣が6万の軍勢を率いて任那に赴き、新羅によって奪われた南加羅・喙己吞を再建して、これを任那に合わせることを目的であった。

この文の特徴は、主語が省略されていることだ。近江毛野臣に6万の軍勢を率いさせ、任那に赴いて新羅に滅ぼされた南加羅・喙己吞を復興してそれを任那領としたいと欲したのは誰か。ここは明らかに主語が天子（天皇）である。元史料は九州王朝の史書であろう。

したがってこの近江毛野臣は今の近畿地方の近江の人ではなく、九州王朝の版図の中の近江の人である。

先にみた畿内8か国の中に、海のように大きな湖はあるのだろうか。淡水と海水の混じった地域でも良いと思われる。筑紫の北側なら洞海湾と博多付近にあった二つの内海、冷泉津（那津）と草香江が候補であるが。博多付近は都が那津の近くにあったとすれば近すぎ。都が内陸の太宰府にあった時代なら、この二つは近江の候補である。そして洞海湾も一つの候補。あとは筑紫西部や火の西部の入り組んだ内湾、たとえば大村湾と筑紫南部の有明海、そしてその南の火の国にある八代海あたりであろうか。しかしこれらは、那津の近くや太宰府の都からは遠いので、遠江の候補か。

ここにおいて、筑紫国造磐井は反逆の心を抱いてなお数年を経ていたが、こと成りがたしを恐れ、常に間隙を伺っていた。新羅がこれを知り、密かに磐井に財貨を送り、毛野臣の軍を妨害するように勧めた。

つまり磐井が「日本国天皇」に反逆の心を持ち間隙を伺っていることを知った新羅が磐井に賄賂を送って、近江毛野臣の軍を妨害するように勧めたと。磐井と新羅が連携して、日本国天皇が任那に送り、新羅に滅ぼされた南加羅・喙己吞を再建する軍隊を妨害することをはじめた。これが書紀にいう磐井の乱の発端である。

ここで磐井を「筑紫国造」としていることについて考察しておこう。

「国造」というと身分の低い豪族との見方があり、従来はここを、九州王朝の天皇である磐井を近畿天皇家一元史観から貶めるために使った用語と理解されることが多かった。しかしこれは、誤りである。

「国造」とは、後に国としてまとめられたいくつかの評（郡）のまとまりの地方を代表

する王につけられた姓である。

たとえば書紀安閑紀にある「武蔵国造」の争い。この地位を巡って争った二人の同族、笠原直使主と同族の小杵。彼らの姓は「直」であり、彼らが争った地位が「武蔵国造」である。そして小杵は上毛野小熊に助けを求め、使主は朝廷に助けを求めて争ったと。

この上毛野小熊とは上毛野君のことだと理解されており、上野国の王である。

したがって「国造」とは「君」と同格であり、一国を代表できる王の肩書であると考えざるを得ない。

ただし「国造」も「君」も、それぞれが統括している「国」を全て領有していたわけではない。彼らの固有の直轄地以外には、天子の直轄地である屯倉や、多くの豪族の直轄地が含まれており、そうしたさまざまな者の直轄地を含む総体としての「国」の統治を（天子から任されて）行うのが「国造」であり「君」だということだ。

つまり磐井とは筑紫国を代表できる王であったということだ。

ではこれと後で出てくる「筑紫君」との関係は如何に。

「筑紫君」というとこれ自体が九州王朝の天子を表す称号と勘違いされているが、元々は「筑紫」地方を代々継承した王としての「君」であり、この「筑紫」は筑紫国ではなく、後に筑紫国となった地方の中の「筑紫」という小領域を指す言葉であったと思われる。すでに郡名としては筑紫はなくなっているが、太宰府近傍に筑紫村の名は近世まで残っていたので太宰府近傍の筑前と筑後の境に当たる地方名であったものと思われる。つまり御笠郡。その南部の筑紫野市原田には式内社の筑紫神社があり、太宰府のすぐ東側には式内社の竈門神社がある。この小領域が本来の「筑紫」だったのではなかろうか。

そしてこの小領域の筑紫の君が筑紫国全体を統一し、さらに九州一円を統一したために、筑紫の名が国名となり、さらには「筑紫君」が九州王朝の天子のようなものになったのだと思われる。おそらく後には、天子の皇太子が「筑紫君」と呼ばれたのではないだろうか。

2：於是、磐井、掩據火豊二國、勿使修職、外邀海路、誘致高麗・百濟・新羅・任那等國年貢職船、内遮遣任那毛野臣軍、亂語揚言曰「今爲使者、昔爲吾伴、摩肩觸肘、共器同食。安得率爾爲使、俾余自伏爾前。」遂戰而不受、驕而自矜。是以、毛野臣乃見防遏、中途淹滯。

この文は一貫して主語は磐井である。磐井の行動を示した箇所であるからだ。

新羅と連携した磐井は火・豊の二か国を奪い取って拠点として朝廷の諸官を妨害し、外には海路を塞いで、高麗・百濟・新羅・任那などの諸国の年年の貢物を送る船をその拠所に誘致し、内には朝廷が任那に派遣した毛野臣の軍を遮って乱語揚言して曰く「今朝廷の使者となるも、昔は吾と共に肩を触れ肘を擦りあって共に食事をした仲だ。朝廷の使者となったと言えども容易く軍勢を率い、余をして汝の前に伏せしむると思うな」と。遂に毛野と戦ってその命を受けず、驕にして誇り高かった。これによって毛野臣は防戦一方とな

り遠征は途中で延滞してしまった。

この書紀の記述に従えば、磐井はこの当時は朝鮮半島の任那にいたということだ。つまり磐井自身も九州王朝の天皇の命を受けて任那の一部を統治する地位にあった。そこに天皇の命を受けて、新羅と戦って新羅に奪われた南加羅・喙己吞を回復して任那に併せる任を帯びて、近江毛野臣が大軍を率いてやってきた。近江毛野臣が、任那における九州王朝軍の統率者として派遣されたが、磐井はこれに従うことを拒否し、新羅と結んで妨害したということだ。

記事では近江毛野臣を将軍なのに「使者」としていることを正木さんは不審だとしているが、当然新羅王と交渉に入り任那王とも折衝するのだから、将軍である近江毛野を「使者」と呼んでも何もおかしいところはない。

磐井は筑紫の国造とされ、後に出てくるようにその息子の葛子が筑紫の君なのだから、筑紫もまた磐井の勢力下におかれたことを意味している。

磐井はここにおいて朝鮮半島の任那における日本の版図も抑え、さらに筑紫・豊・火の三か国も抑えて、九州王朝の天皇の位についたと見るべきであろう。

だが九州王朝の版図の概念を前提にして考えると、磐井は全版図を掌握していないことに注意すべきである。

一つは九州島の南部日向。そして長門以東の瀬戸内の4か国。とうぜんこの4か国を支配するもう一人の九州王朝の天子がいるものと思われる。

ここまでは反乱の経過を述べたもの。

問題は次の一文である。

3：天皇、詔大伴大連金村・物部大連鹿火・許勢大臣男人等曰「筑紫磐井、反掩、有西戎之地。今誰可將者。」大伴大連等僉曰「正直・仁勇・通於兵事、今無出於鹿火右。」天皇曰、可。

ここで大伴大連金村・物部大連鹿火・許勢大臣男人等に詔を出した人物は、「天皇」と主語が明記されている。書紀の記述法に従えば、主語を明記した場合では天子ではなく、主語を省略した場合が九州王朝の天子である。

したがってここの「天皇」とは近畿の王オオドである。

オオドは言った。「筑紫磐井が反乱をおこし西戎の地にある。これを討つ将とすべき者は誰か」と。

明らかにオオドの言であるし、磐井が反乱を起こした場所が「西戎の地」とのことだから、近畿のオオドから見れば西方の地で起きた反乱であることを示している。「西戎」の語は、近畿天皇家を天子と見立てて使った西の蛮族の地という用語。大義名分に則ったもの。正木さんのように、特にこれを朝鮮半島と解釈する必要はない。オオドの居る大和国からみれば、筑紫は西である。

これを討つというのだから、オオドは九州で九州王朝の天皇に反乱を起こしている磐井を討つために軍を起そうというのだ。つまり近畿からの援軍だ。

これにたいして大伴大連らが申上げたことは「正直であり仁に勝れ勇敢であり、兵事に通じているのは、麈鹿火を置いて右に出るものはない」と。

ここに出てくる大伴大連金村と物部大連麈鹿火とは、書紀宣化紀に九州王朝の天皇が諸国の屯倉から新たに那津につくった官家にモミを運ばせるとの命令の中にもその名前が記されているので、九州王朝天皇の直臣でもあったものと思われる（許勢大臣男人はないので近畿天皇家の直臣か？）。

大伴大連金村と物部大連麈鹿火とは、近畿天皇家の内紛を収めるために九州王朝天皇が派遣した臣下ではないか。

もしかしたら磐井の乱の背景には、九州王朝が長く近畿天皇家の内紛に手を入れ、列島内でも次々と各地の王たちの直轄地に屯倉をつくり、列島の統一を進める軍事行動を起こしつつ、朝鮮半島の情勢にも手を突っ込み、勢力下にある加羅と任那そして百済を新羅から守る動きを進めていたことがあったのではなかろうか。

そして九州王朝の直属軍は、朝鮮半島に出陣したものと、近畿に止まってこの地の安定を図るために駐屯していた軍とに二分されていた。この間隙をぬって新羅と結んだ磐井が九州王朝の版図の中樞の九州島と任那の日本の拠点を乗っ取った。

したがって近畿の王オオドは、九州王朝天皇への援軍として、自らの援軍として派遣されていた物部大連麈鹿火の率いる九州王朝軍を反乱鎮定のために戻したということか（おそらく近畿天皇家軍の一部も従軍したことはありうる）。

そしてオオドは大伴金村らの提案を採用した。

天皇曰、可。これは主語が明記されているから当然近畿の王オオドの言である。「提案は受け入れる。物部麈鹿火が率いる一軍を援軍として西に送ると」。

4：秋八月辛卯朔、詔曰「咨、大連、惟茲磐井弗率。汝徂征。」物部麈鹿火大連再拜言「嗟、夫磐井西戎之狡猾、負川阻而不庭、憑山峻而稱亂、敗德反道、侮慢自賢。在昔道臣爰及室屋、助帝而罰・拯民塗炭、彼此一時。唯天所贊、臣恆所重。能不恭伐。」

3でオオドが物部大連麈鹿火を磐井討伐に派遣することを可としたあと、なぜここにわざわざ、物部大連麈鹿火にそのことを命令する詔が存在するのか。

この文は明らかに主語が省略されている。したがって主語は九州王朝の天皇である。

オオドによって長門に戻された物部大連麈鹿火に対して九州王朝の天皇は改めて磐井討伐を命じた。これに対して物部大連麈鹿火はこう答えた。「磐井は西戎のずる賢い巨魁で、川や山という要害によってその地を朝廷の統治下から妨害し乱を起こしており、この行動は徳に反し道に反するものであり、驕慢にして小賢しい行為である。吾等臣下は昔の道臣から最近では大伴室屋に至るまで、帝を助け民に塗炭の苦しみを課す賊を討伐してきたの

であるから、まさに今、磐井を討つ時は、我らに与えられた使命である。ただ天の命に従い、臣の常に重んずるところによって、謹しんで討たざることあたわず」と。

物部大連鹿火は先祖代々天子の家臣らが天子の守護のために働いてきた歴史を述べ、天子の命にしたがって磐井討伐に赴くことを宣言したわけだ。別にここで先例として挙げた道臣や大伴室屋は、物部大連鹿火の先祖ではないから、ここで磐井追討の命を受けたのは大伴金村だとし、書紀編者が人物を入れ替えたのだと、正木さんのように、書紀の記述を恣意的に改変する必要もない。

物部大連鹿火の属する物部氏は、大伴氏と同様に、代々九州王朝の天皇の家臣であり、その軍団を指揮して賊を討滅する家柄だったということだ。物部大連鹿火は筑紫の人であったのだろう。

なお先の物部大連鹿火の答えの中で、磐井のことを西戎のずる賢い巨魁と述べたことも、大義名分論に則った用語に過ぎない。そして長門の国から見ても筑紫は西にあり、単にこれは西方のずる賢い巨魁との意味だ。

5：詔曰「良將之軍也、施恩推惠、恕己治人。攻如河決、戰如風發。」重詔曰「大將、民之司命。社稷存亡於是乎在。勗哉、恭行天罰。」天皇親操斧鉞、授大連曰「長門以東朕制之、筑紫以西汝制之。專行賞罰、勿煩頻奏。」

ここは基本的に主語が省略され「詔」という天子の命令を意味する語が使われているので、九州王朝の天皇が、物部大連鹿火の答えに応じて出したものと思われる。ただし最後の領土分割案のように読める文だけが異質である。ここでは「天皇」と主語が明記され、斧や鉞を天皇自らが取って物部大連に与えて曰く、という形で、最後の詔が述べられている。

一連の解説のようにここが九州王朝天皇によって磐井討伐が物部大連鹿火に命じられた場面だと考えれば、この「天皇」の語は、書紀編者によって、この行為をなし、最後の詔を発したのが近畿の王オオドであったかのように偽造するために後で付加した語であったろう。

原文は、親操斧鉞、授大連曰「長門以東朕制之、筑紫以西汝制之。專行賞罰、勿煩頻奏。」であったと思われる。

この構文であれば、主語は省略され、「親操」「授」の主語が九州王朝の天皇となるのである。

天皇の詔は以下のものであった。

「良將の戦においては、それに従う者たちに対して恩を施し恵みを垂れ、思いやりをもって接す。攻めることは河が氾濫する如く激しく、戦うことは強風が吹き荒れる如く激しい」。重ねて詔して「大將は、民の命を司る。国家の存亡ここにあり。つとめよ。謹んで行って天罰を加えよ」と。そして天皇自ら斧鉞を取って大連に与えて曰く。

これに続く領土分割のように読める一文が問題である。

これが九州王朝の天皇の言葉で、彼が磐井には占領されていない長門の国の宮にいて、この言葉を発したと考えれば、領土分割案ではなく、今後の戦に際しての当面の命令系統と処置の仕方を命じたに過ぎない。

すなわち「長門以東は朕がこれを制し、筑紫以西は汝がこれを制せ。賞罰は汝が専らの判断で行い、たびたび朕に判断を奏することなかれ」である。

今後磐井との戦いの場となる「筑紫以西＝九州島」での賞罰は大連自身の判断で行い、天皇に一々奏聞する必要はないとの命令である。

こうして物部大連麴鹿火は、自らが率いてきた軍をもって、長門から筑紫・豊・火に拠点置く磐井討伐に向かったのだ。

6：廿二年冬十一月甲寅朔甲子、大將軍物部大連麴鹿火、親與賊帥磐井交戰於筑紫御井郡。旗鼓相望、埃塵相接、決機兩陣之間、不避萬死之地、遂斬磐井、果定疆場。十二月、筑紫君葛子、恐坐父誅、獻糟屋屯倉、求贖死罪。

最後が磐井討伐の場面である。

物部大連麴鹿火が九州王朝の天皇から磐井討伐の命を受けたのは、継体 21 年の秋 8 月。この磐井討伐の最終局面は 22 年の冬 12 月である。

つまりこの書紀記述が正しければ、都合 1 年と 4 か月討伐にかかったということなのだ。

書紀に記述されたのは、おそらく磐井の元々の拠点である筑紫御井郡。筑後川左岸の高良山を中心とした地域で、後の筑後の国の中心である。つまり朝鮮半島任那と筑紫・豊・火の三ヶ国に亘った戦いの最終局面だけがここに記されたということであろう。

磐井は任那に出陣した近江毛野臣の軍を背後から遮ったということであるから、当然制海権を巡る海軍どうしの戦いがあったであろうし、任那で毛野の軍を遮った磐井軍の討滅戦もあったはずである。そして豊や火に広がった磐井支持勢力の討滅戦や筑紫の磐井勢力の討滅戦も。これらはすべて省略されている。

もしかして筑紫君葛子が父に連座して殺されるのを避けるために筑紫の糟谷を屯倉として献上しているのだから、後の筑前を守護していた磐井の息子葛子は、戦わずして物部大連麴鹿火の軍門の前に下ったのかもしれない。このため物部大連麴鹿火と磐井の最終決戦は、磐井の本貫の地である、後の筑後御井郡で行われることとなったのかもしれない。

書紀本文を見ておこう。

継体 22 年冬 11 月 11 日（甲寅朔甲子）。大將軍物部大連麴鹿火は、自ら賊師磐井と筑紫御井郡にて交戦。両軍の本陣を示す軍旗や太鼓はすぐ傍に望めるほどであり、軍が挙げる塵埃も交わるほどに両軍は相接し、両陣の間に機を決するや、萬死の地となること避けられず。遂に磐井を斬り、国境を定め終る。12 月。筑紫君葛子は、父が殺されたことに連座

して処罰されることを恐れ、糟谷屯倉を献じて、死罪に購うことを求めた。

両軍の主力の決戦は熾烈を極めたものと思われる。しかし磐井は破れ斬られた。斬られた場所がどこかは書かれていないが、文脈からは筑紫御井郡だ。そして決戦のあと物部大連鹿火は、「果定疆場」、すなわち国境を定め終ると。

つまり戦場は筑紫の御井郡に止まらず、朝鮮半島の任那、そして九州島の筑紫・豊・火の三ヶ国に及んでおり、書紀が記述したのはその最終決戦だけ。そして処分されたのが磐井だけのように書かれているが、筑紫・豊・火の三ヶ国と任那にも磐井に味方して九州王朝の天皇に反旗を翻した勢力がいたわけだから、彼らの処分も果たした上で、処分された者たちのそれぞれの直轄地の処分も終え、それらの直轄地の所属する国なども再画定したということではないだろうか。

そして父磐井に連座して死罪になるところであった息子の筑紫君葛子は、筑紫国内の彼らの固有の直轄地の一つであった糟谷を天皇の屯倉に奉って、死罪をまぬかれた。

この糟谷の屯倉の奉呈も乱後の国境画定の一環であったろう。

3) 磐井の乱の実像

以上が書紀継体紀の磐井の乱の部分で、字句などを一切改変せずに、筆者が見つけた解読法を元に精読した結果である。

結論は、磐井の乱とは、九州王朝内の天皇位を巡る騒乱であったということ。

磐井は朝鮮半島の任那にいたが、その任那に、天皇の命を受けて大軍を率い、新羅と戦って（交渉して）、新羅によって奪われた南加羅と喙己吞を回復し、任那の一部にするべく將軍近江毛野臣がわたって来て、磐井はその傘下に入って新羅と戦うことを朝廷から命ぜられた。その磐井が兼ねてから朝廷にとってかわるべく機会をうかがっていたことを知った新羅は密かに磐井に財貨を送り、近江毛野臣の軍の進軍を妨害するよう促した。

この新羅との連携の上で、磐井は近江毛野臣の指揮下に入ることを拒否し、その軍が新羅に向かって進軍することを妨害した。

これが乱の発端であった。

この時期を書紀は、継体 21 年の夏 6 月と記している。

そして磐井は、任那だけではなく、九州島の豊・火の二か国をその版図に納め、これに拠点としている筑紫を合わせて、九州王朝の西半分を支配して、九州王朝の朝廷の支配を妨害し、朝鮮半島の国々からの朝貢船を自らの王都に引き入れた。ここに磐井は九州王朝の天皇の地位を僭称したと言って間違いない。

しかし長門以東の瀬戸内地方は依然として、九州王朝の天皇の支配下にあった。いわば天皇が二人登場したのだが、磐井の勢力は強大であり、九州王朝の全版図を支配することは間近となっていた。

この事態を見て、近畿の王オオドは、廷臣たちに磐井を討つには誰を差し遣わすのが良いかを諮問し、大伴金村らの廷臣は、ふさわしいのは物部大連麿鹿火以外にないと答え、オオドもこれを了承した。

オオドが近畿の王になる経緯を見てみると、彼を推戴したのは大伴金村と物部大連麿鹿火であり、彼らは九州王朝の天皇の詔と考えられる命令の中にもしばしばその名が現れることから、彼らは九州王朝天皇の直臣で、分王朝たる近畿天皇家の内紛を収めるために九州から派遣された将軍らであったと思われる。

つまり九州王朝内の反乱に際して、近畿の王オオドは、本家を救援すべく、本家の近畿派遣軍をその将物部大連麿鹿火とともに、九州（正しくは天皇の御座所であった長門）に戻したということであったと思われる。

すなわち磐井の乱の背景には、九州王朝が朝鮮半島でのその版図を守るべく、勃興する高句麗や新羅に対抗して軍をすすめていた同じ時期に、近畿天皇家の内紛を収めるべく、その軍の有力な一翼を近畿に進駐させていたことがあったものと思われる。つまり九州王朝の軍は、任那派遣軍と近畿派遣軍とに二分され、王城の地の九州は手薄となっていたものと思われる。

このため九州王朝の天皇の地位を狙っていた磐井は、九州王朝天皇が新羅討伐のための大軍を任那に派遣したことをきっかけとして、新羅と結びついてその大軍の動きを封じ、併せて筑紫・豊・火の三ヶ国の有力な豪族たちの多くを配下に組み込んで、反乱を起こしたものと思われる。

そして長門に赴いた物部大連麿鹿火に対して九州王朝の天皇は、物部大連麿鹿火に筑紫以西の専断権を与えて、磐井討伐を命じた。

これが継体 21 年の秋 8 月だと書紀は記している。

ここから物部大連麿鹿火を大將軍とする朝廷軍と磐井軍の激戦が各地で行われた。

それは朝鮮半島の任那における磐井軍と朝廷軍の陸戦として、そして朝鮮半島と筑紫を結ぶ海上の制海権を巡る水軍同士の戦いとして、さらには豊・火両国における磐井軍と朝廷軍の陸戦が行われ、最終決戦として、磐井の本拠地である筑紫御井郡での決戦が行われた。おそらく磐井の息子の一人筑紫君葛子が乱の平定後に屯倉を献上していることから、筑紫を抑えていた磐井軍は、戦わずして朝廷軍に降伏したのではないだろうか。

この最終決戦が行われたのが継体 22 年の冬 11 月のことであり、ここで磐井は破れて斬られた。そして 12 月葛子が筑紫の糟谷の屯倉を天皇に献上したところで、磐井派の豪族の処分とそれらの領地の再画定は終わった。

こうした九州王朝内部での天皇位を巡る騒乱を、書紀編者は九州王朝史書から盗用し、まるで近畿天皇家の王オオドが反乱を起こした筑紫の磐井を討伐して、九州を抑えたかのように歴史を偽造したのであった。

4) 残された課題①—磐井の正体

ところで以上のように読み解いていくと、一つわからないことが出てくる。

それは磐井が任那に派遣された近江毛野臣の軍を、その配下に付くことを断り、軍を起こして遮ったということ。つまりこのとき磐井は、任那にいた。

このことを証明する記事が書紀にあるだろうかという問題である。

ここで想起されることは、この磐井の乱の記事の少し前に朝鮮半島記事の中に出てくる、九州王朝の将軍の一人、穂積押山の臣の名を、書紀は「百濟本記」の記事を引用して、「百濟本記云、委意斯移麻岐彌」と注記してあることだ。

この名前の表記は明らかに万葉仮名である。つまり日本語の音を漢字の音を利用して表記したもの。

この名前を古田さんは「倭の石の今君」と呼び、これは磐井のことであるとされた。

たしかにそう読むことができる。

磐井の名は、『古事記』では「石井」と書かれているので、倭国の石地方の今の君という意味で、「石井」とか「磐井」と表記されていると考えれば、同一人物と思われる。

ただしこれを九州王朝の天皇と考えてはいけない。天皇であれば、「委移麻岐彌」＝「倭の今君」でなければならず、磐井は、「倭国の石地方を領有する豪族・石君」であって、天皇ではない。

ではその石地方とはどこのことか。

最終決戦地が筑紫御井郡であるのだから、ここに石と呼ばれる地があったと思われる。

近世の村落名に石崎村があり、これは後に周辺の村と合併して弓削村となり、さらに合併して久留米市北野町となった。この北野町に今でも石崎という地名が残っている。

グーグルマップで検索するとここは、現在の筑後川の右岸。そこに北を先端としたまるで岬のような地形をした地域である。そして石崎の西側の筑後川右岸には上弓削の地があり、その南筑後川の左岸には下弓削の地があり、これらは近世において上弓削村・下弓削村となっていた。つまりその前は一つの弓削村であったのが、筑後川の河道が動いて村が分断されたものであろう。ということは近世以前の筑後川は、弓削地域の南を東から西に流れ、弓削の東側で河道は北に鋭く岬のような形をした地を巡って延び、その先端からまた南に降りて東に流れていたと思われる。

つまり石崎とは、その南、昔の筑後川の左岸にあった石と呼ばれる地の岬の地であったと考えられるのである。

今ではそこは石とは呼ばれず、久留米市御井町であり、近世までは府中と呼ばれ長く筑後国府がおかれた地である。

ここが磐井の拠点である「石」だったのではなかろうか。

だが穂積押山臣と磐井が同一人物だとすると、興味深いことがわかってくる。

穂積氏は物部氏と同族であり、その祖先は、天饒速日命である。そしてこの一族の本来

の氏名は穂積であり、そこから分れた分家の氏が物部である。つまりは九州王朝の王族に属する氏だ。その王族の一人が九州王朝の版図の一つである任那にいた。

書紀によれば穂積押山臣は、継体6年の項に初めて登場する。

すなわち、

「六年夏四月辛酉朔丙寅、遣穂積臣押山、使於百濟。仍賜筑紫國馬卅匹。冬十二月、百濟遣使貢調、別表請任那國上哆唎・下哆唎・娑陀・牟婁、四縣。哆唎國守穂積臣押山奏曰「此四縣、近連百濟、遠隔日本、且暮易通、鷄犬難別。今賜百濟合爲同國、固存之策、無以過此。然縱賜合國、後世猶危、況爲異場、幾年能守。」大伴大連金村、具得是言、同謨而奏。廼以物部大連鹿火、宛宣勅使。」。

つまり穂積臣押山は九州王朝の天皇の使節として百濟に赴いたのだが、百濟はその返礼として、調を奉獻するとともに、任那の上哆唎・下哆唎・娑陀・牟婁、四縣を百濟の物とするようにとの上表文を提出した。この上表文についての穂積臣押山の考え方が述べられた部分に彼の肩書が示されている。

「哆唎國守」と。つまり百濟が要求した4県の中の、「上哆唎・下哆唎」の2県を合わせた哆唎の国守だと。

国守が何を指すのかは不明であるが、押山の百濟王上表文への考え方によれば、「この4県は日本の物だが、日本からは遠く百濟には近い。このままにしておいても今後の安全は保障されないから、今百濟国に賜ることが一番良い」と。

穂積押山臣は、任那における日本領の一つの「国」（県が二つだから小さい郡の規模である）を預かる長官だったのである。

書紀ではこの押山の意見に大伴金村が同調し、4県を百濟に賜う勅を出して物部大連鹿火から百濟使節に通達することとなったが、彼が使節のいる難波館に向かおうとしたところ彼の妻が反対して、「住吉大神が胎中天皇に高麗・百濟・新羅・任那等を賜ったものと外国に賜ってはいけない」と言ったので物部大連鹿火は勅宣を伝える役を辞退したり、勅を百濟使節に伝えたあとになって、太子がこれに反対したりと、九州王朝内にも異論があったことを伝えている。

ここに出てくる難波館は、九州の難波の外交のための使節であろう。

それにも拘わらず4県が百濟に与えられたので、「大伴大連と穂積臣押山は百濟から賄賂を貰っている」とのうわさも流れたと書紀は記す。

そしてその翌年継体7年夏六月に百濟は二人の將軍を穂積押山臣に添えて派遣し、「伴跛國が我が国の己汶之地を奪った。天恩を持って元通りにしてほしい」と奏請した。

このように穂積臣押山＝磐井は、朝鮮の任那における、九州王朝を代表する官人であり、周辺諸国との関係を調整する任務も帯びて、任那の「哆唎國守」として、自らの軍も率いて駐屯していたものと思われる。

これが書紀継体紀の磐井の乱の項で、磐井が、朝廷の任那派遣軍の長・近江毛野臣に対して「もともと同僚のくせに」と言ってその命令に従わなかったこと背景であると思わ

れる。

しかし穂積押山臣と磐井が同一人物だとすると、一つ問題が出てくる。

それは、磐井が斬られた継体22年11月のすぐ後の記事に穂積押山臣が出てくることである。

すなわち、

廿三年春三月、百濟王謂下哆唎國守穂積押山臣曰「夫朝貢使者、恆避嶋曲謂海中嶋曲崎岸也。俗云、美佐祁每苦風波。因茲、濕所齎、全壞无色。請、以加羅多沙津、爲臣朝貢津路。」是以、押山臣爲請聞奏。

百濟王が穂積押山臣を通じて、「加羅の国の多沙津を百濟の物とする」ことを奏請してきたという記事である。

この記事が、書紀において穂積押山臣が登場する最後の記事なのだが、彼と磐井が同一人物だとすると、おかしいことになる。

答えは二つに一つ。

穂積押山臣と磐井が同一人物という判断が間違っているか、継体21年6月から22年12月までの磐井の乱の記事の本来の時期が、この継体23年春3月の記事より後の出来事であったかの二つである。

5) 残された課題②—磐井の乱の真の年次と真実

穂積押山臣と磐井が同一人物だとすると、磐井が斬られた翌年にあたる継体23年春三月に、百濟王の奏請を穂積押山臣が取り次いだとの記事との間に齟齬が生じる。とって、穂積押山臣と磐井が同一人物だとの仮説に合わないからと言って、この継体23年春三月以降に、磐井の乱の記事を持ってくるのでは恣意的である。

だが先に見たように、磐井の乱の記事の分析から、磐井は乱の当初には任那にいて、任那への派遣軍の将軍近江毛野臣の命に逆らってその進軍を拒否したことは確かである。そして磐井が毛野に言った言葉から、二人はともに九州王朝の将軍の一人としてかつては同僚であったことも明らかである。この二つの事実と、任那の哆唎國守である穂積押山臣と磐井が同一人物だとの仮説は、きわめて符合する。

となるとやはり、継体21年から22年にかけての磐井の乱という書紀の記述の方が不審である。やはり年次がおかしいのである。

ここで著名な、書紀継体紀の末尾にある編者注のことが想起されねばならない。

それは、継体25年の春二月にオオド王は病が重くなり、磐余の玉穂宮で82歳で崩御されたと記したあとの注である。

すなわち、

或本云「天皇、廿八年歳次甲寅崩。」而此云廿五年歳次辛亥崩者、取百濟本記、爲文。其文云「太歳辛亥三月、軍進至于安羅、營乞毛城。是月、高麗弑其王安。又聞、日本天皇及

太子皇子、俱崩薨。」由此而言、辛亥之歲、當廿五年矣。後勘校者、知之也。

つまり、ある本にはオオド王は 28 年に崩御したとある。しかし 25 年に崩御したという百済本記の記述を採用して本文とした。その百済本記の文にいわく「25 年 3 月、軍を進めて安羅に至り、乞毛城を造った。この月、高麗はその王・安を殺した。また聞く。日本天皇および太子皇子、共に崩薨すと。」。この言によると辛亥の年は 25 年に当たる。後世にこれを勘案・校訂するものが、事実を明らかにするであろう。

継体 25 年 3 月に日本の天皇と太子皇子が共に崩薨したとの百済本記の記事は、元々のオオド王の崩御記事とは年次が三年ずれていたのだ。

この日本天皇と太子皇子が共に亡くなったという事件が、一時期日本天皇であった磐井とその太子が朝廷軍によって斬られた事件を指すのであれば、磐井の乱の結末の時期は継体 25 年 3 月となる。ただし百済本記の記事はそうした事実を継体 25 年 3 月に百済が知ったという事実を記すだけなので、その日本天皇と太子皇子が死んだのはこの時とは限らない。そのような事実が百済に伝わったのが継体 25 年 3 月と見て間違いはないであろう。

となれば、先の磐井の乱の年次は、おそらく 2 年後ろにずらして考えるべきであろう。

即ち、近江毛野臣の軍を磐井が阻止して反乱が始まったのは、継体 21 年の夏 6 月ではなくて、継体 23 年の夏 6 月。

この反乱鎮定のために近畿より派遣された物部大連麴鹿火に対して、長門にいた九州王朝天子が追討を命じたのは、継体 21 年秋 8 月ではなく、継体 23 年秋 8 月。

そして物部大連麴鹿火軍と磐井軍との最終決戦が、筑紫御井郡で行われて磐井が斬られたのは、継体 22 年冬 11 月ではなく、継体 24 年冬 11 月。

そして磐井の子の筑紫君葛子が糟谷を屯倉として九州王朝天皇に献上して死罪を免れたのは、継体 22 年冬 12 月ではなく、継体 24 年冬 12 月であったと。

このようにまるまる 2 年後ろにずらして間違いはないと思われる。

そしてこう考えると、近江毛野臣の 6 万の軍が任那に発向し、新羅によって潰された南加羅・喙己吞を復興して任那に併せようとした事件は、書紀の記述のようにいきなり行われたのではなく、その前に、継体 23 年春 3 月に、同じく近江毛野臣が使者として安羅に派遣され、新羅に対して南加羅・喙己吞を再建するよう命じた事件が最初にあり、しかし百済と任那は日本天皇の命に従おうとしたが新羅は従わず、近江毛野臣の調停は失敗し、新羅の将軍は、金官・背伐・安多・委陀の 4 村を掠め取ってしまった。

この継体 23 年春の調停失敗を受けて日本天皇は、今度は近江毛野臣に 6 万の軍勢を付けて任那に送り、新羅を攻めて屈服させようとした。

そして新羅と連携した磐井の乱が起きた。

これが真の磐井の乱の発端だったと考えられる。

そして 23 年秋 8 月以降、日本天皇の命を受けた物部大連麴鹿火軍による磐井軍討滅の戦いが開始され、遅くとも 24 年秋 9 月にはすでに任那における磐井軍は討滅されて、近江毛野による南加羅・喙己吞回復事業は完成しているべきであったのだが、毛野が職務を怠っ

て回復事業を成し遂げていないとの任那の訴えが起こり、日本天皇は近江毛野に対して召喚の使いを送ったが毛野はこれを拒否。業を煮やした任那王は新羅と百済に援軍を要請して両軍は毛野の籠る城を攻めたが、毛野の城を容易に打ち破ることができず戦はひと月以上続いた。

書紀はこの事件を継体 24 年の秋 9 月から 10 月のこととしている。

そして 10 月には日本天皇が毛野の元に遣わした使者が帰国して実情を天皇に述べ、毛野の失政の様を詳しく言上した。ここに日本天皇は使者として「目頼子」を毛野の元に遣わし、毛野の帰国を命じた。そして帰国の途に就いた毛野は、途中対馬で病を發して死んだ。毛野の遺体を乗せた葬送の船は川筋を訪ねて近江に入ったと。

対馬から毛野の遺体を乗せた船が川筋を訪ねて近江に入ったというのだから、この近江は近畿の琵琶湖周辺の近江ではありえない。九州王朝の版図の中の近江。おそらく対馬にほど違い、筑紫の国の中ではなかろうか。

これは物部大連鹿火によって磐井が斬られた事件の前のものであり、日本天皇が任那を巡る半島情勢に直接介入していることから、継体 24 年秋 9 月から 10 月には、筑紫はすでに日本天皇の版図として回復されていたことを示している。

したがってこの翌月、継体 24 年冬 11 月に、磐井の本拠地である筑紫御井郡で最終決戦が行われ、磐井は斬られ、翌 12 月には磐井の子で筑紫君葛子が糟谷を屯倉として日本天皇に献上して、磐井の乱は終結したのである。

そして 1 年半にも及ぶ、九州王朝（日本）の王位を巡る内乱の最終的処分が終わり、その結末が諸外国に伝えられたのが、継体 25 年の春 3 月だった。

磐井の乱の年次を、継体紀最後の書紀編者の注記にある百済本記の「日本天皇および太子皇子、共に崩薨」の記事が磐井討滅の事実を指していると考えて 2 年後ろにずらすと、事件の顛末が、半島情勢とも密接に関わったものとして、明らかになるのである。

こう理解することで、任那の唎國守であった穂積押山臣と磐井が同一人物であるという解釈とも整合性が確保され、磐井の正体とともに、事件の真実が明らかになるのである。

このように書紀の記事を一切改変せずに精読することで、磐井の乱の真実は明らかとなった。

正木さんのように、近江毛野臣の反乱が磐井の乱の元になる事件で、登場人物の名前も事件の年次も入れ替えて、近畿の王オオドが九州王朝の天子磐井を討ったとの事件を、書紀編者がでっち上げたのだとの説を作り上げる必要などなかったのである。

またこのように磐井が斬られたのは継体 24 年 11 月であり、磐井の乱は最終的には継体 24 年 12 月の筑紫君葛子の処分が終わって終結したと考えれば、この翌年、百済国が日本天皇と太子皇子が共に死んだとの話を伝え聞いた年に、倭国年号が、5 年間続いた「正和」から「教倒」に変えられたことに符合する。磐井の乱が起きた継体 23 年 24 年は、ちょうど「正和」年号の 4 年と 5 年に位置する。つまりは九州王朝の正規の天皇は交代はしていな

かったのだ。

この年号問題も、磐井の乱が、九州王朝内の天皇位を巡る騒乱であったことを裏付けていると言えよう。

6) 番外編・分王朝と本王朝による互いの討滅戦という仮説

以上のように書紀継体紀の磐井の乱関係記事を精読してみて、さらに興味深い事実が浮かび上がってきた。

それは朝鮮半島の高麗・新羅・百濟・任那などを従え、その地に日本の直轄地を定めた王として「胎中天皇」なる語が度々、日本天皇の重要な廷臣の言葉の中に出てきたことである。

すなわち、

1：継体 6 年夏 4 月に哆唎國守穗積臣押山を通じて百濟王が、任那國上哆唎・下哆唎・娑陀・牟婁、四縣を請うて来たとき、これを穂積臣押山と大伴大連金村とが賛成して天皇に奏上し、百濟に与えよとの勅を得て、その勅を物部大連鹿火を使いとして百濟使節に伝えようとした際に、これに反対した物部大連の妻の言にある。

「夫住吉大神、初以海表金銀之國高麗・百濟・新羅・任那等、授記胎中譽田天皇。故、大后息長足姫尊與大臣武内宿禰、每國初置官家爲海表之蕃屏、其來尚矣。抑有由焉、縱削賜他、違本區域。綿世之刺、詎離於口。」

そしてこの妻の直言に対して夫の大連は、

「教示合理、恐背天勅。」と同意し、妻の助言に従て病と称して勅使の役をことわった。

2：結局この時 4 県は百濟に与えられたのだが、これに反対した太子の言の中にもある。

令曰「自胎中之帝置官家之國、輕隨蕃乞、輒爾賜乎。」

3：継体 23 年夏 4 月に任那王が日本天皇に対して大伴大連金村を通じて行った新羅を討つて欲しいとの奏請の中にもある。

「夫海表諸蕃、自胎中天皇置内官家、不棄本土、因封其地、良有以也。今新羅、違元所賜封限、數越境以來侵。請、奏天皇、救助臣國。」

この 3 例ともに、通常は応神天皇のこととして理解されているが、これらの例は、九州王朝の廷臣の妻の言・九州王朝の太子の言・任那王の言の中であるから、近畿の王である応神のこととは思えない。

したがって文中に出てくる、高麗・百濟・新羅・任那を住吉大神によって与えられ、それらの国々の境を決めて、日本の直轄地も定めた「胎中天皇」とは、南朝鮮にまでその版図を広げた九州王朝の天皇であったのではなかろうか。

そして近畿の王の応神がまだ母の胎内にいるときにその母が南朝鮮を制圧し、返す刀で軍を東征させて、今の近江の大津にあった近畿の王・仲哀の大津の宮を陥落させて、その

二人の皇子を殺したという神功皇后の事績は、すべてその「胎中天皇」とその母である女王の事績であったのではないだろうか。

こう考えてくると神功皇后とは近畿天皇家の王妃ではなく、九州王朝の女王であり、彼女が生んで近畿の王にした応神とは、近畿の王・仲哀の息子ではなく、九州王朝の天皇の皇子の一人であったのではないか、との仮説が生まれてくるのである。

つまり仲哀による熊襲征伐とは、近畿の分王朝が本家を乗っ取ろうとした遠征で、この戦に敗れて仲哀は戦のさなかに死ぬ。

そしてそのあとの神功皇后の三韓征伐と東征の話は、九州王朝の天皇・胎中天皇とその母である女王の事績で、神功の東征と大津宮陥落の事件は、本家を乗っ取ろうとした分王朝の本家による討滅戦争であり、新たに近畿の王となった応神は、九州王朝の皇子の一人であった。

したがって応神朝とは、本家九州王朝による新たな分王朝の創世であったと。

そしてこれらの一連の出来事が起きたのは、九州王朝の「胎中天皇」の治世下においてであったと。

こうした考えてもいなかった仮説が出てきたのである。

今後、書紀仲哀紀と神功紀、そして応神紀の精査が必要であろう。

(2017年7月11日)